## 総合事業に係るみなし指定を不要とする旨の申出書

平成 年 月 日

堺市長殿

申請者

主たる事務所の所在地

名称

代表者職氏名

(FI)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附 則第13条ただし書きの規定に基づき、介護保険法第115条の45第1項第1号事業に係る同法第115条 の45の3第1項の指定事業者の指定を不要とする旨申し出ます。

事業所	介護保険事業所番号							
	名称							
	所在地							
	サービス種別 (いずれかに〇)	介護予防	介	介護予防通所介護				

担当 氏名 連絡先

申出をしたときは、

この限りでない

項本文の指定を受 通所介護の事業を けている介護予防 項本文の指 法第五十三条第 訪問介護の事業を けている介護予防 法第五十三条第 三号旧介 一号旧介護保 定を受 護 保 険 五条の 第 第 指定事業者の指定 五. 指定事業者の指定 五条の四十五の三 イ 五条の四十五第一 一条の 一の第一 三号新  $\mathcal{O}$ 三号新 三号新介護保険法第百 一号新 第 兀 兀 号 号 十五の三 介 + 介 介護保険 護保 護保険法第百 \*訪問事業に係る 通 Ī. 所事業に係 第 険 第 第 項 項 法 法 第 第 第 第 項 項 百 百 号 号 +る +

までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の第十三条 第三号施行日の前日において同表の下欄に定める指定を受けたも上欄に掲げる事業を行う者であった者は、第三号施上欄に掲げる事業を行う者であった者は、第三号施上欄に掲げる事業を行う者であった者は、第三号施

る法律 附則第十三条(抜粋) 保を推進するための関係法律の整備等に関す(参考)地域における医療及び介護の総合的な確

(堺市以外の市町村の被保険者が利用している場合には、当該市町村にも申出が必要です。)